

■助成・給付

番号	制度・手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給制度 別府市独自	以下の条件をすべて満たす方 ・大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資のうち運転資金融資を受けていること。 ・既存の交付対象融資の借換えではないこと。 ・市内に本店又は主たる事業所を有していること。 ・市税を完納していること。	大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金のうち運転資金融資をご利用する方で、一定の要件を満たす場合に、ご返済の際に生じる利子(6か月分)を市が負担します。 ※令和6年3月31日で終了します。(3月31日が休日のため、前営業日の29日までに信用保証協会での受付完了が必要です。)別府市への申請期限は、令和6年4月30日までとなります。	産業政策課 ☎ 21-1132
2	小規模事業者持続化補助金(一般型)	持続的な経営に向けた経営計画に基づき、地道な販路開拓等に取り組み、業務効率化に取り組む小規模事業者等	小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助する。	<商工会議所地区>小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-4330-3480

■税の軽減・申告等の延長

番号	制度・手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	法人市民税等の申告・納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある法人等。	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人等がその期限までに申告・納付ができない場合には、申請により期限の個別延長ができます。 申告書の余白等に付記する簡易な申請手続きは、令和5年8月31日をもって終了します。	法人市民税・市たばこ税・入湯税 :市民税課 ☎ 21-1119
2	市県民税の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・新型コロナウイルス感染症により死亡または障害者となった場合 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が直接の原因である所得の3割以上の減少(ただし前年の合計所得金額が400万円以下) ・納税が著しく困難な人	納期が到来していない市県民税(所得割額のみ、均等割額は減免対象外)のうち、1/8の額から全額が減額されます。 所得は、年間所得を比較するため、該当するかどうかは、令和5年4月以降に確定します。	市民税課 ☎ 21-1119
3	市税の猶予制度「徴収猶予の特例」の申請受付は令和3年2月1日をもって終了しました。	市税を納期限までに納付できない個人又は法人は、通常の猶予制度を受けられる場合があります。 対象税目:市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、法人市民税等	詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.city.beppu.oita.jp/seikaku/zeikin/zeikinnituite/shizeiyuyo.html	債権管理課 ☎ 21-1121

■融資

番号	制度・手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であつて、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>次のいずれかに該当する方 (1)最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高(業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ア 過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 イ 令和元年12月の売上高 ウ 令和元年10月から12月の平均売上高 債務負担が重くなっている方 (詳細は日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)</p>	<p>(国民生活事業の場合) 【限度額】8,000万円(別枠) 【ご返済期間】 設備資金20年以内(据置5年以内) 運転資金20年以内(据置5年以内) 【利率】 基準金利 (詳細は日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)</p>	<p>【申込】 日本政策金融公庫 別府支店 ☎ 25-1151</p>
2	大分県 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金 ※受付期間延長	<p>新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者</p>	<p>融資限度額:1億6000万円 融資期間:10年以内(うち据置2年以内) 融資利率:年1.3% ※その他要件あり 受付期間 令和2年3月5日~令和6年3月31日</p>	<p>大分県経営創造・金融課 金融・再生支援班 ☎097-506-3226</p>
3	セーフティネット保証の認定 【4号】【5号】	<p>【4号】 最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※令和5年10月1日以降の認定申請分から、その資金用途を借換に限定いたします。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。 【5号】 国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者</p> <p>指定期間:令和6年3月31日まで</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している中小企業者に対する資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p>	<p>産業政策課 ☎ 21-1132</p>
4	農林漁業セーフティネット資金の融資制度	<p>主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等であつて、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来たすおそれのある方</p> <p>【特定期限】 令和5年3月31日</p>	<p>【資金使途】 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 【借入限度額】 ・一般:1,200万円 ・特認:年間経営費等の12分の12以内 ※特認は、簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用される。 【金利】 当初5年間は実質無利子 【償還期限】 15年以内(うち据置期間3年以内)</p>	<p>日本政策金融公庫大分支部 農林水産事業部 ☎ 097-532-8491</p>
5	農業近代化資金の融資制度	<p>主業農業者(農業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等であつて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた方</p> <p>【特定期限】 令和5年3月31日</p>	<p>【資金使途】 農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金 【借入限度額】 ・農業を営む方:個人1,800万円、法人・団体2億円 【金利】 貸付当初5年間は実質無利子 【融資期間】 資金使途に応じて7年から20年以内</p>	<p>農協・金融機関等 JAべつぷ日出 本店 ☎ 66-1228</p>

■相談窓口

番号	制度・手続名	概要	問合せ先
1	別府市事業継続支援相談窓口 別府市独自	中小企業診断士等が市内事業者の事業継続支援のため、経営に関する様々な相談に対応する窓口を設置しています。創業・事業承継などに関するご相談や、各種補助金申請等についての相談にも、幅広く対応いたしますのでお気軽にご相談ください。 【相談内容】 主に補助金・支援金等の申請に関するサポート、売上増強、生産性向上、資金繰り、新規創業、事業承継のご相談等、事業及び経営に関すること。 親族内で事業を引き継ぎたい、社内に後継者が見当たらない等、事業の承継や引継ぎに関する素朴な疑問や課題について、専門家が無料でアドバイスいたします。 詳しくはホームページをご覧ください。 https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/sangyou-sinkou/sonota/soudan.html	産業政策課 ☎ 21-1132
2	新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口	事業主や労働者からのさまざまな労働相談に対応します。	大分労働局 雇用環境・均等室 ☎ 097-536-0110 8時30分～17時15分(土日祝除く)
3	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	経営、資金繰り等に関する相談	別府商工会議所 中小企業相談所 ☎ 25-3311 日本政策金融公庫別府支店 ☎ 25-1151 商工中金大分支店 ☎ 097-534-4157 大分県信用保証協会 ☎ 097-532-8247 大分県よろず支援拠点 ☎ 097-537-2837 大分県商工会連合会 ☎ 097-534-9507 大分県中小企業団体中央会 ☎ 097-536-6331
4	九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引の相談に対応します。	大分財務事務所 ☎ 097-500-9031 平日 9時～16時

■農林漁業者向け支援

番号	制度・手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	農林水産省の新型コロナウイルス感染症の対策について	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者の方々が支援の内容を探しやすいウェブサイトを開発しました。新型コロナウイルス感染症に伴う支援策を、他省庁の支援策も含め、取りまとめています。	ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html 農林水産省 ☎03-3502-8111 (代表) 九州農政局企画調整室 ☎096-300-9461(直通) ☎096-300-6017(増設)
2	収入保険(農業保険)	収入保険加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した農業者の方	新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による収入減少を補償します。 ・労働力を確保することができず、計画していた農産物の栽培を中止せざるを得なくなった ・法人が従業員を休ませたことで、計画どおりの営農ができず、収穫量が減少した ・直売所の客数が減少し、売上が下がった ・イベントの中止により、出荷できなくなったことなどにより、販売収入が減少した場合など	全国農業共済組合連合会 ☎03-6265-4800 大分県農業共済組合 本所 ☎097-544-8110